令和６年度
償却資産（固定資産税）申告の手引き

☆ 固定資産税は、土地及び家屋だけでなく、事業用に所有している償却資産にも課税されます。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により申告が義務づけられています。納税義務者となるのは毎年1月１日現在、事業用の資産を所有されている方です。

この手引きを参考にされ、令和6年1月１日現在、柳井市内に事業用として所有されている資産をご申告ください。

前年中に資産の異動のない方、廃業・休業された方、申告書が送られてきた方で事業用資産をお持ちでない方も、その旨を申告書の右下の「18.備考欄」へ記入のうえ提出してください。

☆ **償却資産の申告期間は、令和６年１月４日（木）から**

令和６年１月３１日（水）までです。

・令和５年１２月中は受付できません。
・期限間近になると窓口が大変混雑しますので、早めのご提出をお勧めします。

☆ 減価償却内訳明細書の添付のお願い

償却資産申告書の内容と「減価償却内訳明細書」を照合することにより、適正かつ公正な課税事務を行なうものです。（７ページもご覧ください。）何卒ご理解いただいたうえ、ご協力をお願いします。

☆ 既申告者等の申告書はシステム出力したものを同封しています。控えが必要な場合は提出の際に窓口でお申し出ください。

☆ 種類別明細書は２枚複写です。１枚目が提出用で、２枚目の控用は事業者様で保管してください。

新規で申告される事業者様については、申告書も２枚複写になっています。

☆ なお、郵送で提出される方で、控えの返送を希望される場合は、あらかじめ申請書をコピーし、返送用封筒に切手を貼付したものを同封してください。

◎申告書の提出及び問い合わせ先
〒７４２－８７１４
山口県柳井市南町１丁目１０番２号
柳井市役所　税務課　固定資産税係
℡0820-22-2111　内線 135,136

柳　井　市

《目次》

Ⅰ　償却資産について
（１）償却資産とは　・・・２
（２）申告が必要な資産　・・・２
（３）申告が不要な資産　・・・２
（４）償却資産の主な種類と具体例　・・・３
（５）建物附属設備における家屋と償却資産の区分　・・・３
（６）業種別の主な償却資産の具体例（一部）と耐用年数　・・・５

Ⅱ　償却資産の申告について
（１）提出書類　・・・６
（２）申告期限・申告先　・・・８
（３）償却資産の賦課期日と法人の事業年度との関係　・・・８
（４）課税標準額の特例の適用を受ける資産　・・・８
（５）地方税と国税の主な違い　・・・８

Ⅲ　評価額、税額等の計算について
（１）評価額の計算方法（旧定率法）　・・・９
（２）価格の決定・税率等について　・・１０
（３）減価残存率表　・・１１

Ⅳ　提出書類の記載例について
（１）償却資産申告書の記載例　・・１２
（２）種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例　・・１３
（３）種類別明細書（減少資産用）の記載例　・・１４

Ⅰ　償却資産について

（１）償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、必要な経費又は損金に算入されるものをいいます。その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）です。（地方税法第 341 条第 4 号<固定資産税に関する用語の意義>）

具体的には、法人や個人で事業用として所有している資産（工場等の機械設備、賃貸住宅や駐車場等の舗装工事やフェンス、店舗の看板や冷蔵庫などの備品等）が申告の対象となります。

なお、「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利または収益を得ることを目的とすることを要しません。したがって、公益法人（財団法人、社団法人等）の行う活動も事業に該当します。

（２）申告が必要な資産

令和６年１月１日現在において、以下の資産について申告が必要です。

① 税務会計上、減価償却となる資産
② 建設仮勘定で経理されている資産
③ 簿外資産（帳簿には記載されていない資産で、現に所有している資産）
④ 遊休・未稼働資産（1月1日現在稼動してないが、事業の用に供することができ、かつ、必要なときすぐに稼動させることができる資産）
⑤ 償却済となった資産でも、事業の用に供することができる状態の資産（償却可能限度額まで減価償却が終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
⑥ 改良費（資本的支出として資産計上されたものは、本体とは別の新たな資産となりますので申告してください。）
⑦ 福利厚生の用に供するもの（医療用施設、食堂施設、寮・社宅等の備品等）
⑧ リース資産で、契約内容が割賦販売と同様である資産（借手が申告）
　※ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する資産は所有者であるリース会社から申告していただくことになります。
⑨ 使用可能な期間が 1 年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの
⑩ 取得価格が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 等の中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
⑪ 所得の計算上、減価償却を行なっていない資産でも、本来、減価償却が可能な資産

（３）　申告が不要な資産

① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
② 無形固定資産（例:ソフトウェア、特許権、商標権、電話加入権）
③ たな卸資産（商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等）
④ 書画、骨董（複製品で、単に装飾目的のみに使用されるものは申告の対象。）
⑤ 使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産（平成10年3月31日までに取得したものは20万円未満）で、税務会計上一時に損金算入しているものまたは必要経費としているもの
⑥ 取得価格が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
⑦ 法人税法第 64 条の2第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降契約締結のもの）

（４）償却資産の主な種類と具体例

資産の種類		例
構築物	構築物	看板（広告塔等）、舗装路面、貯水槽、煙突、外灯、フェンス、門・塀・緑化施設等の外構工事、側溝、ゴルフ練習場設備等、ビニールハウス、カーポート、自転車置場、ガス庫等
	建物附属設備	電気設備、給排水設備、内装、内部造作等 ※「家屋と償却資産の区分表」(P.4)をご参照ください
機械及び装置		クレーン等建設機械、医療用機械、ベルトコンベア等の運搬設備、印刷機械等、農業用機械装置、ガソリンスタンド設備、洗車業用設備、太陽光発電設備等
船舶		ボート、釣船、漁船、貨物船等
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車(分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両)、構内運搬車等 ※ 自動車税、軽自動車税の課税の対象となる資産は除きます。
工具、器具及び備品		看板(ネオンサイン)、パソコン、コピー機、レジスター、テレビ、カラオケ等の音響機器、医療機器、通信機器、ファクシミリ、金庫、理容及び美容機器、冷暖房機器、事務机、応接セット、金型、切削工具、検査工具、測定工具、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機等

（５）建物附属設備における家屋と償却資産の区分

建物附属設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

店舗、事務所、工場及び倉庫等を新築または増改築したときに、家屋として評価しないものは、償却資産として評価されることになります。

家屋と設備等の所有者が異なる者(賃借人)が施工した内装・造作及び建築設備等については、**すべて償却資産として取り扱います**ので、ご申告ください。

家屋と設備等の所有者が**同一**の場合には、**次の家屋と償却資産の区分表を参考にしてください。**

○家屋と償却資産の区分表

設備の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	ＬＡＮ設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、合併処理浄化槽等		◎		◎
		配管・高架水槽、受水槽・ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎

外構工事		門、塀、庭園、緑化施設等		◎		◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
	運搬設備	工業用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、業務用厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、ＰＯＳシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン等		◎		◎

（６）業種別の主な償却資産の具体例（一部）と耐用年数

業　　種	主　な　償　却　資　産　の　内　容
事　務　系	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、 ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、コピー機(5)、エアコン(6)等
喫茶・飲食店	看板(10)、食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、レジスター(5)、 カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、エアコン(6)等
アパート経営 （不動産貸付業）	舗装路面(※B)、周囲のフェンス(10)自転車置場(10)、合併浄化槽(15) 外灯(10)、外構工事(15)、側溝(15)、ガス庫(15)、屋外給水設備(15) 監視カメラ(6)、太陽光発電設備(17)
理・美容業	理･美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、 サインポール(3)、エアコン(6)、湯沸かし器(6)等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、 給排水設備(15)、レジスター(5)、エアコン(6)等
小　売　店	冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6 又は 8　※A)、レジスター(5)、 冷蔵庫(6)、エアコン(6)、看板(10)等
食肉鮮魚販売業	冷凍機(10)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、冷蔵庫(6)、陳列ケース(6 又は 8　※A)、電子秤(5)、レジスター(5)、エアコン(6)等
自動車修理業	旋盤(15)、プレス(15)、圧縮機(15)、測定工具(5)、検査工具(5)、 舗装路面(10 又は 15　※B)等
土木建設業等	ブルドーザー(8)、パワーショベル(8)、ユンボ(8)、バックホー(8) フォークリフト(4)等

鉄　工　業	受・変電設備(15)、舗装路面(10 又は 15　※B)、旋盤(10)、 ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10)、圧縮機(10)、 測定・検査工具(5)等
医　療　機　関	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、 消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)等

( )内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。

(※A)　陳列ケース　　冷凍機付又は冷蔵機付　　(6)
　　その他　　(8)

(※B)　舗装路面 コンクリート、ブロック、れんが又は石敷　(15)
　　アスファルト、木れんが敷　　(10)

電子計算機	パーソナルコンピュータ (サーバー用のものを除く。)	4 年
	その他のもの(※C)	5 年

(※C)　その他のものとは、ワークステーション、ミッドレンジコンピュータ、汎用コンピュータ(メインフレーム)、パソコンサーバーなどがあります。

Ⅱ　償却資産の申告について

（１）提出書類

	令和６年１月１日 現　在　の　状　況	償却資産 申告書	種類別明細書 【緑色】 （増加資産・ 全資産用）	種類別明細書 【赤色】 （減少資産 用）	備考
初めて 申告される方	資産のある場合	○	○		種類別明細書（増加資産・全資産用）に全資産を記載
	資産のない場合	○			申告書「１８.備考欄」に資産なしと記入。
昨年度に 引き続いて 申告される方	①資産が増加した場合	○	○		
	②資産が減少した場合	○		○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	資産の増減がない場合	○			申告書「１８.備考欄」に増減なしと記入。
	廃業・解散等の場合	○			申告書「１８.備考欄」に廃業・解散等記入。
企業の電算処理により申告される方		○	○	○	「全資産」と共に「増加資産」及び「減少資産」の明細の提出にご協力ください。
電子申請による申告をされる方		インターネットを利用した地方税電子申告システム（eLTAX：ｴﾙﾀｯｸｽ）による申告を受付けます。			

※その他添付書類・・課税標準の特例が適用される償却資産等については、特例内容にかかる資料をご提出ください。

※申告書のマイナンバー・法人番号の記載については別紙をご参照ください。

① 申告書の記入方法が分からない場合

下記資料をお持ちになり、税務課固定資産税係へお越しください。

1．固定資産台帳
2．法人税確定申告書(写)又は所得税確定申告書(写)
3．減価償却資産の明細が分かる書類
4．新築、増築の場合は家屋建築契約書または見積書(確定分)

② 申告をされない方・虚偽の申告をされた方

正当な理由が無く申告をされない場合は、地方税法第 386 条の規定により、10万円以下の過料を科せられることがあるほか、不足金に加えて延滞金を徴収することがありますので、必ず期限内に申告してください。

また、虚偽の申告をされた場合には、同法第 385 条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

③ 実地調査について

地方税法第 408 条の規定に基づいて、実地調査や帳簿書類等の検査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。また、実地調査に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合は、同法第 17 条の 5 第 5 項の規定により現年度だけでなく過年度に遡及して課税することがありますので、あらかじめご承知ください。

④ 価格に不服がある時

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、文書をもって柳井市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

また、この審査の申し出に対する決定を経た場合において、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

⑤減価償却内訳明細書の添付のお願い

直近の減価償却内訳明細書の添付をお願いします。

これは償却資産申告書の内容と「減価償却内訳明細書」を照合することにより、適正公正な課税事務を推進するためのものです。

「減価償却内訳明細書」とは、

◎法人事業者の場合

法人確定申告書の「別表 16」の基となった減価償却資産の内訳（資産名称、取得年月、取得価額、耐用年数、数量）がわかる書類

◎個人事業者の場合

確定申告提出用の決算書または収支内訳書の減価償却資産の内訳（資産名称、取得年月、取得価額、耐用年数、数量）がわかる書類

（２）申告期限・申告先

申告期限　：　令和６年１月３１日（水）

柳井市役所税務課固定資産税係へ必ず申告期限までに提出してください。

（３）償却資産の賦課期日と法人の事業年度との関係

償却資産も、土地及び家屋と同様に賦課期日（毎年１月１日）現在に所有している資産がその年の固定資産税の課税対象となります。そのため、法人の事業年度の末日（決算日）が賦課期日と異なる場合で、事業年度の末日以降賦課期日までに資産の異動があったときは、それらの資産についても申告が必要です。

（例）　１年決算法人で決算日が 9 月 30 日の場合

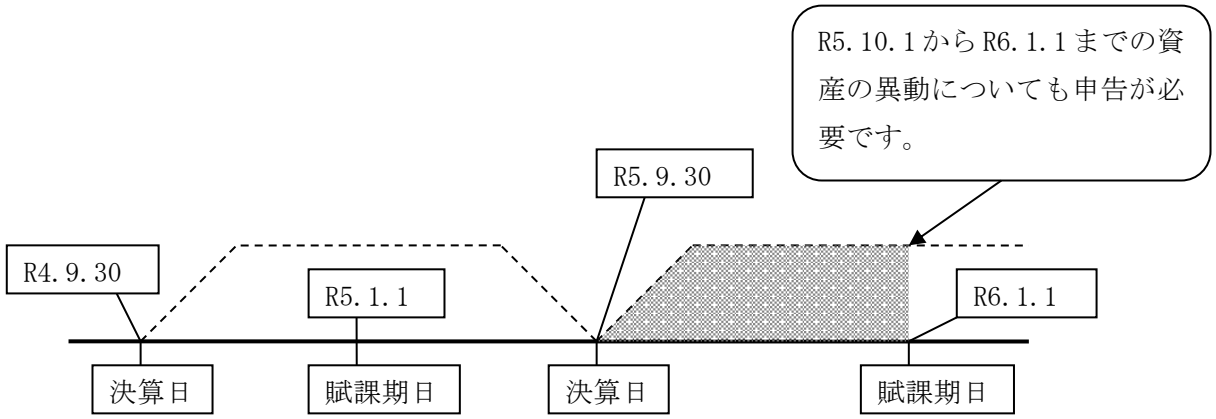

（４）課税標準額の特例の適用を受ける資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条、同法附則第 15 条の2、同法附則第 15 条の3、同法附則第 64 条の規定に該当する資産については、一定の要件のもとに固定資産税が軽減されます。それらの資産を所有する場合は、種類別明細書の右端の「摘要」欄にその摘要条項を記入し、新規取得時には特例適用の事実を証明する書類を添付して申告してください。なお、これらの資産については、法令の改正により変更されることがあります。

（５）地方税と国税の主な違い

項　　目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は、固定資産税定率法を適用 （固定資産評価基準別表第 15 に定められた減価率を用いる） ※法人税法の旧定率法で用いる減価率と同じ	※【平成28年4月1日以降取得】 定率法、定額法等の選択制 （建物及び構築物・建物附属設備については定額法） ※【平成19年4月1日～ 平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制 （建物については定額法） ※【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制

		（建物については旧定額法）

項　　目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
前年中の新規取得資産	半年償却(1／2)	月割償却
圧縮記帳の制度（注１）	認められない	認められる
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められない	認められる
少額減価償却資産の即時償却（注２）	認められない	認められる
増加償却（注３）（所得税・法人税）	認められる	認められる
評価額の最低限度	取得価額の 5／100	備忘価額(1 円)まで

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

(注2) 租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 の規定によるもの。

(注3) 増加償却または陳腐化資産の一時償却を行った場合は、税務署への届出書の写しを添付してください。

※ その他　短縮耐用年数承認を受けている場合は、国税局の承認通知書の写しを添付してください。

Ⅲ　評価額、税額等の計算について

(1) 評価額の計算方法(旧定率法)

申告していただいた資産を 1 件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価額を算出します。

前年中に取得のもの
取得価額×前年中取得のものの減価残存率(A)＝評価額
前年前に取得のもの
前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率(B)＝評価額

※(A)及び(B)は、次頁の減価残存率表に掲げる耐用年数に応ずる(A)欄(B)欄の減価残存率をいいます。

毎年この方法により計算し評価額が取得価額の 5%に達するまで償却します。取得価額の 5%未満になる場合は、5%となります。

(例)取得価額 1,000,000 円、取得時期令和 5 年 4 月、耐用年数 4 年の場合(A)は 0.781、(B)は 0.562。取得価額の 5%　50,000 円

令和 6 年度　1,000,000 円 × 0.781 = 781,000 円
令和 7 年度　781,000 円 × 0.562 = 438,922 円
令和 8 年度　438,922 円 × 0.562 = 246,674 円
令和 9 年度　246,674 円 × 0.562 = 138,630 円
令和 10 年度　138,630 円 × 0.562 = 77,910 円
令和 11 年度　77,910 円 × 0.562 = 43,785 円 ＜ 50,000 円

令和 11 年度で算出額が取得価額の 5%より小さくなりますので、以降 50,000 円で評価されます。(固定資産税の課税標準額の対象となります。)

（２） 価格の決定・税率等について

区　　分	説　　明
価格の決定	償却資産の価格等は、申告された資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3 月 31 日までに市長が価格（評価額）を決定します。
決 定 価 格	地方税法第 410 条の規定により、「評価額の合計」が決定価格になります。（「課税標準額の特例」の適用がある場合を除き、決定価格が課税標準額となります。）
課税標準額	1 月 1 日現在の価格（評価額）で、課税台帳に登録された価格をいいます。
税額・税率	税額は土地、家屋と合算して、課税標準額（1,000 円未満切捨て）×税率 1.4％で算定します。（100 円未満切捨て）
免　税　点	課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は、課税されません。ただし、地方税法第 383 条の規定により申告はしなければなりません。
納　　期	一括または 4 回に分けて納めていただきます。

（３）減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)		前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)		前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)
			31	0.964	0.928	61	0.981	0.963
2	0.658	0.316	32	0.965	0.931	62	0.982	0.964
3	0.732	0.464	33	0.966	0.933	63	0.982	0.964
4	0.781	0.562	34	0.967	0.934	64	0.982	0.965
5	0.815	0.631	35	0.968	0.936	65	0.982	0.965
6	0.840	0.681	36	0.969	0.938	66	0.983	0.966
7	0.860	0.720	37	0.970	0.940	67	0.983	0.966
8	0.875	0.750	38	0.970	0.941	68	0.983	0.967
9	0.887	0.774	39	0.971	0.943	69	0.983	0.967
10	0.897	0.794	40	0.972	0.944	70	0.984	0.968
11	0.905	0.811	41	0.972	0.945	71	0.984	0.968
12	0.912	0.825	42	0.973	0.947	72	0.984	0.968
13	0.919	0.838	43	0.974	0.948	73	0.984	0.969
14	0.924	0.848	44	0.974	0.949	74	0.984	0.969
15	0.929	0.858	45	0.975	0.950	75	0.985	0.970
16	0.933	0.866	46	0.975	0.951	76	0.985	0.970
17	0.936	0.873	47	0.976	0.952	77	0.985	0.970
18	0.940	0.880	48	0.976	0.953	78	0.985	0.971
19	0.943	0.886	49	0.977	0.954	79	0.985	0.971
20	0.945	0.891	50	0.977	0.955	80	0.986	0.972
21	0.948	0.896	51	0.978	0.956	81	0.986	0.972
22	0.950	0.901	52	0.978	0.957	82	0.986	0.972
23	0.952	0.905	53	0.978	0.957	83	0.986	0.973
24	0.954	0.908	54	0.979	0.958	84	0.986	0.973
25	0.956	0.912	55	0.979	0.959	85	0.987	0.974
26	0.957	0.915	56	0.980	0.960	86	0.987	0.974
27	0.959	0.918	57	0.980	0.960	87	0.987	0.974
28	0.960	0.921	58	0.980	0.961	88	0.987	0.974
29	0.962	0.924	59	0.981	0.962	89	0.987	0.974
30	0.963	0.926	60	0.981	0.962	90	0.987	0.975